

(別紙)

○「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後				改正前			
(略)				(略)			
別紙2				別紙2			
管理基準				管理基準			
単位: mg/kg				単位: mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	(略)	(略)	(略)	農薬	(略)	(略)	(略)
	ジノテフラン	稲わら	10		ジノテフラン	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	5			稲発酵粗飼料	5
		<u>粳米</u>	<u>15</u>			(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	ピロキロン	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.5
		<u>粃米</u>	<u>0.3</u>
	(略)	(略)	(略)
	<u>ニテンピラム</u>	<u>稲わら</u>	<u>2</u>
		<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>1</u>
		<u>粃米</u>	<u>1</u>
重金属等	(略)	(略)	(略)
かび毒	(略)	(略)	(略)
その他	(略)	(略)	(略)
(略)			

	ピロキロン	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.5
		(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
重金属等	(略)	(略)	(略)
かび毒	(略)	(略)	(略)
その他	(略)	(略)	(略)
(略)			